

物流・自動車局 緊急時対応マニュアル

～事故・事件にあってしまったら～

【トラック事業者用】



国土交通省
近畿運輸局



【トラック事業者】 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故【別添1】

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者(重傷・軽傷は問わない)を生じた事故
4. 飲酒又は酒気帯びを伴う事故
5. 自然災害に起因する可能性のある事故
6. 危険物等の漏洩事故
7. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故
8. その他報道機関等から取材・問い合わせを受けた又は報道のあった事故

放射性輸送物の 輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

報告

貨物自動車運送事業者

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

第1報は把握している
範囲で速やかに！

第1報後も把握した情報を速やかに報告

- ①事業者名
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
(危険物等の漏洩がある場合は、種類・積載量・漏洩の状況)
- ⑥事故概要
- ⑦その他判明している事項
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

報告

報告は国土交通省
物流・自動車局へ！

物流・自動車局 車両基準・国際課 TELは、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

- ①事業者名
- ②事象の件名
- ③発生日時
- ④発生場所
- ⑤事象の概要
- ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人
- ⑧荷受人
- ⑨搬出日時
- ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

【トラック事業者】 事件発生時における報告フロー

特定重大事件【別添2】

次の事件が発生した場合

- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件【別添3】

次の事件が発生した場合

- 報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告【別添4】

- 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

貨物自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

予告受信後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

特定重大事件及び重大事件の報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

第1報後も把握した情報を速やかに報告

- ①事件種別(特定重大事件のみ)
- ②事件概要
- ③被害の概要
- ④事業者名
- ⑤発生日時
- ⑥発生場所
- ⑦被害車両の情報
- ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑨その他把握している事項
- ⑩今後の対応
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

予告時の報告事項

- ①事業者名
- ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③予告日時、場所、受信内容
- ④警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑤その他把握している事項
- ⑥今後の対応
- ⑦緊急連絡担当者名及び連絡先

F A X 送信票

【別添2】

運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

特定重大事件報告（第 報）

事件種別	施設の不法占拠 爆弾等の爆発 核物質等の散布 (いずれかを○で囲む)
<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名	TEL

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

F A X 送信票

【別添3】

運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

重大事件報告（第 報）

<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名 _____	TEL _____

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

F A X 送信票

【別添 4】

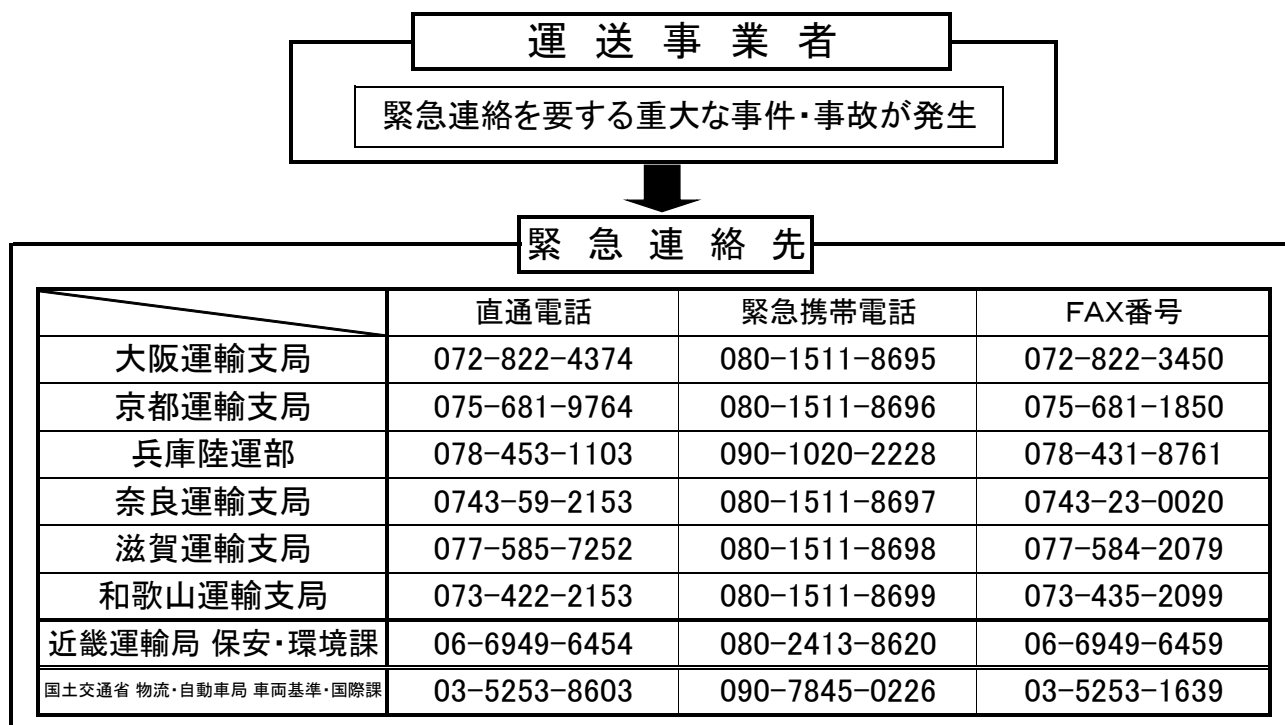
運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

事件予告報告（第 報）

事業者名					
受信日時	年	月	日	時	分
受信者					
受信方法			受信回数		
予告日時	年	月	日	時	分
予告場所					
<予告内容>					
警察への届出の有無					
<警察の対応状況>					
<その他判明している事項>					
<今後の対応>					
【緊急連絡担当者名・連絡先】					
氏名 _____			TEL _____		

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

運送事業者等から近畿運輸局関係者への重大な事件・事故に関する緊急連絡先



- ※ 原則として管轄する支局等に連絡して下さい。ただし、つながらない場合は、他の支局等、又は局に連絡して下さい。
- ※ 通常の開庁時間内【支局等：月曜～金曜の8:30～17:15、局：月曜～金曜の9:00～17:45】にあつては、直通電話へご連絡ください。
- ※ 開庁時間外【月曜～金曜の開庁時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日】にあつては、携帯電話へご連絡ください。ただし、この携帯電話は事故・事件等の緊急連絡専用のため、一般の問い合わせ、質問等には対応していません。

補 足

1. 本マニュアルにおける報告対象の事故が「自動車事故報告規則」(昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。)第4条(速報)に規定する事故である場合、本マニュアルによる報告をもって報告規則第4条に規定する速報に代えることができます。
2. 自動車運送事業者は、その使用する事業用自動車に報告規則第2条(定義)で規定する次の各号に該当する事故があった場合は、報告規則第3条(報告書の提出)の規定に基づき、事故発生日から30日以内に所定の「自動車事故報告書」(3通)により報告しなければなりません。

第2条(定義)抜粋

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 転覆・転落・火災・鉄道車両との事故 ② 10台以上が絡む事故 ③ 死者又は重傷者を生じた事故 ④ 10人以上の負傷者を生じた事故 ⑤ 危険物等の漏洩 ⑥ コンテナの脱落 ⑦ 不適切な運転操作等により乗客が負傷したもの ⑧ 酒気帯び・無免許・無資格・麻薬等での事故 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 運転者の疾病により運行を中止したもの ⑩ 救護義務違反(ひき逃げ) ⑪ 自動車の装置の故障により運行を中止したもの ⑫ 車輪の脱落・被牽引自動車の分離 ⑬ 鉄道施設への事故 ⑭ 自動車専用道路等を3時間以上通行止め ⑮ 国土交通大臣が必要と認めたもの |
|--|---|

3. 事件及び事件予告については、本マニュアルによる規定のみであつて、所定の様式等による報告はありません。